

宮代町 農業委員会だより

平成25年3月号 No.5



写真は左から、富田職務代理、庄司町長、折原会長

農業委員会 建議の実施

宮代町農業委員会では、町内の農業者の代表として、地域の農業の進むべき方向と、そのために必要な行政の施策のあり方に関して、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、平成24年10月9日に「平成25年度宮代町農業施策に関する建議」を町長に提出しました。建議事項と町からの回答に関しては、次ページのとおりです。

「平成25年度宮代町農業施策に関する建議」 の内容とその回答

今回の建議で町に要望した内容と、要望についての回答です。

1

農業生産基盤の整備について

①生産性の向上、効率化を促進するため、大区画化等の面的整備、農道や用排水路の整備について引き続き実施に向けた検討を進めること。

②木柵渠は腐食が激しく長期間放置すると通水不能になる箇所が生じかねない。コンクリート化を早期に進めること。

町からの回答

畦畔除去による水田の大区画化等を支援する「宮代町小規模農地基盤整備補助金制度」の積極的な活用をお願いします。また農業生産基盤整備については、今後も必要な検討を進めていきます。木柵渠のコンクリート化については、優先順位の高い事業であることは認識していますが、財源確保が難しく、当面は必要箇所の修繕等で対応していくこととなります。

2

水路沿い、農道沿いの除草対策等について

農業者の減少・高齢化により、集落全体で取り組んでいた水路等の除草が困難になっている。こうした課題について、どうすべきか当面の方向性を検討すること。

町からの回答

集落内での除草作業等は地域の共助作業が基本と考えておりますが、今後の地域農業が抱える大きな課題であると認識しております。当町としては、近隣市町の状況の調査とともに新たな取り組みが行われている地域の研究などを進めてまいります。また、「宮代町明日の農業担い手支援対策事業補助金」では除草作業に必要なアタッチメントも支援対象としており、こうした支援制度をご活用いただき、負担の軽減を図っていただきたいと考えております。

3

農業経営者の育成について

引き続き国、県等の支援を活用しつつ、町独自の農業者育成を展開すること。また、新規就農者が安定的な農業経営を行うことができるよう、県と調整しながら他の農家との差別化を念頭に置いた、特産品づくりを検討すること。

町からの回答

当町では現在、新規就農者の育成のため新規就農里親制度など各種支援を行っておりますが、特色ある取り組みを進めるため、引き続き埼玉県春日部農林振興センターと連携を進めるとともに、6次化など新しい視点からの農業経営についても支援していきたいと考えています。

4

耕作放棄地対策の強化について

耕作放棄地の解消に向け、宮代町地域農業再生協議会の一層の活動が重要である。また、解消後の担い手を確保するという点では、株式会社新しい村の経営規模拡大を期待している。これらの組織が中核的な組織として地域農業の発展に寄与できるような支援及び施策を望む。

町からの回答

農業委員会と連携しながら、地権者自らが適正に管理するという意識付けとともに、宮代町地域農業再生協議会における解消活動を引き続き進めます。また、人・農地プランの策定による担い手の明確化を図り、農地の集積を進めることで耕作放棄地の解消を図ります。さらに新しい村の経営状況の安定化など必要な措置を講じていきます。

利用状況調査の結果報告

農業委員会では、農地法第30条に基づく利用状況調査を実施しました。この調査は、平成24年7月から12月にかけて町内の農地、約14,000筆、約710㌧の農地を一筆ずつ、どのような利用状況にあるかを調査したものです。

調査の結果、下記の表のとおり、約44㌧（全体の6%・前年度よりおよそ4㌧増）の農地が遊休化している現状となっています。

今後、本調査の結果に基づき、農業委員会では遊休化されている農地の所有者及び耕作者の方々に対し、農業上の利用増進を図るための指導通知を送付することとなっています。

また、遊休化されている農地とは別に、農地以外として活用されている農地（違反農地）についても42㌧ある現状となっています。

こちらの違反農地に関しても、今後、農業委員会と埼玉県と連携して指導を行っていく予定になっております。

平成25年度も本調査を行う予定となっております。7月から12月にかけて調査員が農地や農道に立ち入って確認することがございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



調査員が一筆ずつ、現地調査を行います

平成24年度利用状況調査 結果

区 分		農 地	遊休農地	違反農地	計
農用地区域	①	578.49	38.55	26.19	643.23
農用地区域外	②	29.13	2.78	2.05	33.96
農 振 区 域	①+②=③	607.62	41.33	28.24	677.19
市 街 化 区 域	④	20.00	2.63	13.74	36.37
計	③+④	627.62	43.96	41.98	713.56

※単位：ヘクタール

遊休農地解消活動

農業委員会の専門部会である遊休農地解消対策研究会では、遊休農地の解消を図るとともに、優良農地の確保・保全を研究・検討することを目的に活動しています。

平成24年度は、西原地区と宮東・川端地区の約63㍍の農地を、農業委員と9名のサポーターで草刈等を行い、そばの作付をしました。

今年も背丈以上の草が繁茂している遊休農地で、解消には多くの労力が必要でしたが、その甲斐もあって、収穫量は650kgほどの豊作となりました。

今後、解消した約63㍍の農地については、新規就農者が利用するなど農地として継続的に活用される予定です。

遊休農地が...



そば畑に！！

農地の賃借料情報

平成23年1月から12月までに公告された賃貸借における年間の賃借料水準（10㍍あたり）は、以下のとおりです。

地目及び地域		平均額	最高額	最低額	データ数
田	基盤整備地域	9,600円	16,000円	4,000円	126
	未整備地域	—	—	—	—
畑	基盤整備地域	—	—	—	—
	未整備地域	8,900円	16,000円	5,000円	46

- ・賃借料を物納（米）で設定している場合は、農協買取価格を基にして金額に換算しています。農協買取価格…14,500円（コシヒカリ 平成24年11月末日）
- ・使用貸借（賃借料無料）の場合は、集計対象から除いています。



農機具の盗難にご注意ください！！



全国農業共済協会（NOSAI全国）の調査では、平成21年度から3年間で、トラクターなどの盗難が293台との発表がありました。盗難時の保管状況は、倉庫などに格納中が189台（64.5%）と多く、ほ場で盗難に遭ったケースの69台（23.5%）を上回っています。倉庫などでの盗難は、施錠していないケースが87台で、施錠していても41台が被害に遭いました。倉庫に格納するだけでなく、二重三重の対策が必要になっています。

関東では茨城県が75台、栃木県が43台、埼玉県が25台となっており、機種別ではトラクターが190台で最多、コンバイン12台、その他（小型農機等）が91台でした。

農機具は非常に高価であり、被害に遭うと経済面だけでなく、精神面や今後の営農計画にも大きな影響を及ぼします。機器や倉庫の施錠はもちろん、市販のワイヤーロックなども活用して、盗難の被害防止に努めましょう。（出典・農業共済新聞 2012年12月3週号）

農業委員会先進地視察研修を実施

平成24年11月2日（金）、農業委員会先進地視察研修として、埼玉県吉川市にある有限会社中井農産センターと千葉県千葉市にある農産物直売所「しよいか〜ご千葉店」に伺いました。

中井農産センターの前身は昭和43年に集落から誕生した農作業受託組合で、昭和54年に現在の有限会社中井農産センターが設立されました。平成4年の時点での耕作面積はおよそ45畝だったものが、今ではおよそ100畝の農地を耕作している大きな農業経営体です。農家の皆さんから土地をお借りして農業経営をされており、先祖代々から続く農家の皆さんからどのようにして農地を借りるかという苦労話や、農業を営む農家として「農作物の安全」についての考え、対策方法などのお話をさせていただきました。

また、中井農産センターの説明者・互さんは農業委員の経験もあり、説明の中で「10年後の地域農業がどうなっているかを考えなくてはいけない。そのためには、農業の現状を一番理解している農業委員会の意見や考えが大切」とのご意見をいただき、農業委員会として今まで以上に長い期間と広い視野で、今後の宮代町の農業を考えていかなければならないと感じました。



《中井農産センター》



《しよいか〜ご千葉店》

千葉県千葉市にある農産物直売所「しよいか〜ご」は平成17年にオープンした直売所で、平日で約2,000人、土日で約2,200〜2,500人が利用する千葉県内最大級の直売所です。

お話の中では、集客へ結びつけるため、大手スーパーとの違いを見せるためのイベントや、利用者と距離の近い接客・対応、出品者である農家を通じた品質管理などの説明があり、店内の見学では、それらの経営方針がしっかりと

徹底・実現されていました。今回の視察には株式会社新しい村の直売所部門からも参加者がおり、熱心に説明に耳を傾けていました。

農地の貸し借りには安全・安心な方法があります！

農業経営基盤強化促進法による貸借（利用権設定）

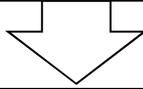
「自分で耕作できないけれど、誰かに農地を貸すと、そのまま土地も所有権も戻ってこないのではないか」と不安に思っている方、**農業経営基盤強化促進法による貸借（利用権設定）**では、安全・安心に農地の貸し借りが出来ます！！

利用権設定では、貸し借りの期間満了とともに自動的に契約は終了し、貸し手に必ず農地が返還されます。貸し借りを継続したい場合は、利用権の再設定を行うだけで完了です。利用権設定についてご不明な点があれば、農業委員会事務局までお問い合わせください。



農地改良等の取扱いが変わりました！

農地改良とは農地の保全若しくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為を指します。単なる残土の処分を目的とした行為は農地改良ではありません。



県ではこのたび、周辺地域と調和のとれた適正な農地改良が実施されるよう、「農地改良等の取扱いに関する要綱」の一層適切な運用を図ることを目的として改正を行います。

主な改正内容

届出要件の
厳格化

届出の要件に「地区全体の営農環境に支障を及ぼさないこと」を新たに追加しました。

必要性の
厳格化

審査留意事項に「申請者の所有する農地には、違反がないこと。また、原則として不耕作地がないこと」を追加しました。

許可後の現地
調査実施

工事着工後、許可内容どおりに工事が行われているか必要に応じて現地確認を行います。

このほか、添付書類「現況平面図・縦横断面図」の追加などがあります。詳細は下記問い合わせ先までご連絡ください。

施行日

平成25年1月15日（同日の申請・届出から対象となります）

問い合わせ先

埼玉県春日部農林振興センター農地担当 TEL048-737-2134
宮代町農業委員会 TEL0480-34-1111(内236)



編集後記

農業委員会だより5号を発行することができました。今号でも、農業委員会の様々な活動を掲載させていただきました。この農業委員会だよりが、少しでも農業委員会の活動を知っていただくと共に、農業者・地域住民との信頼関係づくりに役立てばと思います。

農業委員会だより編集委員会が発足してからおよそ3年。何もわからないことからはじまりましたが、今では農業委員会の活動を皆様にお知らせする1つの媒体として、しっかりと確立したと感じています。

農業委員の任期満了に伴い、現メンバーでお送りするのは最終号となりますが、今後も引き続き、農業委員会だよりをよろしくお願いいたします。

■■ 農業委員会だより編集委員会 ■■

折原 昇 富田 高治 神田 睦穂 小林 明子

